

府中市補助金等評価協議会報告書

平成 21 年 9 月 7 日

府中市補助金等評価協議会

目 次

はじめに	1
1 補助金等に関する見直し方針の妥当性について	2
(1) 見直し方針	2
(2) 見直し方針に基づく評価・審査方法	2
2 補助金等に関する見直し方針のあり方について	2
(1) 新たな時代にふさわしい見直し方針像	2
(2) 補助金等評価調書、審査結果等の確認	3
3 今後の補助金等の審査について	4
(1) 補助金等の現状における問題点と改善方策	4
(2) 補助金等審査のあり方	6
(3) 補助金等の見直しのために取り入れるべき手法	8
おわりに	9

参考資料

資料 1 府中市の補助金等に関する見直し方針	1 2
資料 2 平成 17 年度から平成 20 年度において府中市補助金等 審査委員会が見直しを行った既存補助金一覧	1 5
資料 3 府中市補助金等評価協議会設置要綱	1 9
資料 4 府中市補助金等評価協議会委員名簿	2 1
資料 5 府中市補助金等評価協議会検討経過	2 2

はじめに

府中市補助金等評価協議会（以下「協議会」という。）は、平成21年3月26日付で、府中市長から、(1)府中市の補助金等に関する見直し方針の妥当性、(2)見直し方針に基づく評価・審査方法の妥当性、(3)今後の補助金審査のあり方の三点について検討を依頼された。

府中市の財政状況は、アメリカの金融不安に端を発した世界的な経済状況悪化等の影響を受け、市税の大幅な減収に加え、都市基盤整備に大きく貢献してきた競走事業についても、これまでのような収益が見込めないなど、財政運営に大変厳しい影響を与えている。また、子育て支援を始めとする福祉施策、教育、環境、観光等の諸施策など、行政に対する需要は一層増大していくことが見込まれる。

このような状況下において、税金をより有効に活用していくためには、既存の補助金・交付金（以下「補助金等」という。）対象事業の各施策についても、常に評価・見直しを図る必要がある。

本協議会は、補助金等に関する見直し方針及び平成17年度から20年度にかけて職員で構成する府中市補助金等審査委員会（以下「審査委員会」という。）で実施された補助金等の見直し結果の妥当性等について検討を行った。

なお、本協議会では、会議の期間・回数に限りがあること、従来の補助金等の見直しが、補助金等制度のあり方として公益性の観点から補助金等の基本的な考え方を整理することとなっていることなどから、全ての補助金等の妥当性及び見直し結果の妥当性等の判断については行わなかった。

検討の方法は、対象事業交付団体（以下「交付団体」という。）の補助金等について、高率のもの、長期にわたっているもの、小額・少件数のもの、その他の区分ごとに、審査委員会において、継続して補助金等を交付するとされた事業、継続するが見直し・減額を検討するとされた事業、廃止を検討するとされた事業など、9のサンプル事業の補助金等評価調書の確認を行った。

また、従来の基本的な考え方を踏まえ、補助金等の透明性・公益性・公平性を高め、より効率的、効果的に、無理、無駄、むらをなくす視点から、整理を要すると思われる点などを考察し、その結果を報告することとした。

1 補助金等に関する見直し方針の妥当性について

(1) 見直し方針

補助金等は、地域活動の重要な支援策の一つであるが、その内容は非常に複雑多岐に及んでいる。しかも、その原資は市民の血税であるから、適宜、市民ニーズに応じた補助金等であるか、使途が適切であるかなどを検証し、その内容を見直すことによって、目的の公益性、交付の公平性、手続きの透明性などを高め、市民の信託に応えることが必要である。

したがって、見直し方針については、これまでの方針を基本として、さらに、これらの要素を取り入れたものとする必要がある。

(2) 見直し方針に基づく評価・審査方法

既存補助金等の見直しは、府中市の補助金等に関する見直し方針に基づき、審査委員会によって平成17年度から20年度にかけて実施された。

その結果は概ね妥当であったと認められる。しかしながら、縦割り行政組織の弊害等の事情から、同一交付団体に対し、他部署からも交付される重複補助や事業評価が甘い部分も見受けられたことから、事業評価・審査方法などのあり方について、次のような改善を図る必要がある。

ア 費用対効果などの評価を取り入れた審査基準に改める。

イ 交付団体の特質を分類し、費用対効果を把握し、評価する。

事業内容によっては、単価補助から実績補助に移行する。

ウ 事業運営費の使途を詳細にチェックできる帳票等に改め、必要により提示を求める。

エ 交付団体の予算に占める自主財源割合と補助金等の割合、自主財源確保努力内容等の実態を把握し、評価する。

オ 補助団体の積立金・繰越金の実態を把握し、評価する。

2 補助金等に関する見直し方針のあり方について

(1) 新たな時代にふさわしい見直し方針像

府中市の補助金等に関する見直し方針は、分権型社会を見据え、市民の

自主的な活動を促進するための補助金等制度にすることを目的としている。

補助金等は、地域活動を支援し、地域文化の創造を図ることから交付されるもので、市民の自主的な活動をより一層促進するためには、見直しの目的を広く市民に周知し、今後の方向性を明確にした市民協働の社会の構築を目指した補助金等制度に見直すことが必要である。

また、住民自治の実現方法として、市民協働は欠かせないもので、市民協働の社会の構築を目指した補助金等制度を確立するため、市民が自らの手で自ら考えた活動を促進することを目的に公募型補助金制度のさらなる充実を図るとともに、次の観点から見直しを図る必要がある。

ア 市民ニーズに応じた役割を十分に果たしているものかどうか。

イ 費用対効果のあるものかどうか。

ウ 補助事業の目的が継続していて、その必要性や効果等が客観的に認められ、役割を十分に果たしているものかどうか。

エ 補助金等の交付目的と事業内容が合致しているものかどうか。

オ 同一目的事業に対し、補助金等が異なる名目で重複補助となっていないかどうか。

(2) 補助金等評価調書、審査結果等の確認

サンプル事業の補助金等評価調書等を通して、これまでの評価・審査方法等についての確認を行った結果、他部署にまたがって横断的に見直し、検討が必要と思われる事項が見受けられた。

ア 目的や事業内容が同一と思われる補助金が、複数の団体に対し複数の部署から交付されている例が見受けられる。

これは、目的を達成するために多様な機会をとらえて活動を展開するため、その団体の目的や対象市民に即した形で補助金を交付しているからと思われる。

しかしながら、同じ名目で重複して補助金が交付されることがあるとすれば妥当ではなく、補助金交付事務の透明性を低下させることにもなりかねないので、重複交付について点検を行う必要がある。

イ 目的や効果の類似する複数事業に対して、それぞれ補助金を交付している例も見受けられるので、これらの状況を点検、確認し、統一する必要

があると思われる。

ウ サンプルとした補助金を検証した結果、次のとおり確認又は検討等を要するものが見受けられた。

- (ア) 補助の対象について補足資料の提出を求めるなど、さらに詳細な確認の必要があると思われるもの
- (イ) 施策の目的に対してどれだけの効果があったのか、補助の有効性の再評価の必要があると思われるもの
- (ウ) 市と団体との役割を再度検証し、補助金として支出するのが効果的なのか、委託事業とした方が効果的なのかを検討する必要があると思われるもの
- (エ) 補助目的の公益性、交付の公平性等の観点から、補助の目的、対象、積算方法等の見直しの必要があると思われるもの

3 今後の補助金等の審査について

(1) 補助金等の現状における問題点と改善方策

地方自治法第232条の2は「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄付又は補助をすることができる」と規定し、これが補助の基本的な根拠となっている。何が公益上必要であるかは、その時々の社会・経済状況の中で判断し、創設されているが、平成17年度から平成20年度において審査委員会が見直しを行った既存の補助金等は、126事業となっている。

長期継続している補助金等の中には、現状にそぐわない、その必要性が低いと見られるものもある。いったん補助を始めると、交付団体は、補助金等を基にした事業や活動を開拓するなど、依存心を強め、既得権化することも多く、この場合、社会・経済状況が変化しても見直しが困難となる。

このため、適宜、市民ニーズに合致しているか、使途が適切であるかなど、補助金等の透明性・公益性・公平性を高め、その必要性や効果等が客観的に認められるよう、補助事業の適正な執行や補助金等の有効な活用を図るため、次のように改善していくかなければならない。

ア 細分化された所管部署ごとの補助事業

補助金等は、市役所の縦割りに組織化された所管部署ごとに取扱われて いるが、市民の活動は役所の縦割り行政の中で行われるものではないこと から、補助金等の交付を所管部署の施策にとらわれないよう改善し、同一 交付団体、あるいは同一事業に対する補助金等の重複補助を防ぎ、補助金 等の無駄を省き、事務を簡素化する横断的な見直しを図る必要がある。

イ 補助金等の費用対効果の測定

補助金等は、一定の目的・効果をもって交付されるものであるが、補助 金等の中にはその目的がどのように達成されたのか、その効果が十分に 検証されているのか判別できないものもある。現時点では、費用対効果が 検証されているのかどうか不明確であることから、その効果を測定する ためのシステムを構築する必要がある。

ウ 補助団体の取扱い

見直し方針によれば、3年ごとに総点検を実施することとし、今後創設 する補助金等は、弊害をさけるよう3年の交付期間を設定するなどと規定 されている。

分権型社会の実現される中で、あるいは地域の社会・経済情勢の変化 する中で、市民ニーズは益々多様化していくことが予想され、その時々の ニーズに応えるためにも固定化した補助金等制度から脱却し、市民活動に、 風通しの良い開かれた制度を構築していくよう今後も継続して、3年ごと の再評価を実施する必要がある。

また、補助金等の交付のあり方の一つとして、数年を単位とした公募型 補助金等の採用を促進し、交付団体の固定化や長期化を防ぐよう見直しが 必要である。

エ 交付団体の自立促進

交付団体は、事業展開の回を重ねる毎に、補助金等に依存した事業を行 うようになり、自立した運営を行う努力を怠ってしまうおそれもある ことから、自主、自立した多様な活動を支援する見直しが必要である。

また、交付団体からの事業報告は、事業報告書に事業収支決算書・自己 評価報告書を添付させ、補助金の依存割合と自主財源割合を把握し、補助

金等に依存した団体とならないよう、次のような措置を講じるべきである。

- (ア) 自主財源の割合が高く、補助金等の割合が低い場合は、交付団体の自主性、自立性が高いので、補助金等の削減が可能な場合もある。
- (イ) 自主財源の割合が低く、補助金等の割合が高い場合は、交付団体の自主性、自立性が低く補助金等に依存しているものと考えられ、補助金等の減額・廃止は困難になると思われることから、補助金を継続する場合には、その交付団体の自立に向けて、会費等の収入確保について努力させるなどの必要な措置を講ずる。
- (ウ) 補助金等の事業に占める割合が高くても低くても、その年度の繰越金が高いか、あるいは積立金の多い場合は、補助金等の削減が可能であると思われる。ただし、大きなイベントの開催など、目的をもって繰越、積立を行っている場合があるので、その内容を精査した上で見直しを行う。

(2) 補助金等審査のあり方

補助金等審査について、次のような問題点を解決するため、新たな審査・判定基準を作成するなど所要の改善を図る必要がある。

ア 所管部署ごとに交付される補助金等

審査基準では、評価項目の効率性の中で、類似事業への補助を取り上げ、その評価は、他の補助金等と目的や目標または対象や事業内容が類似していないかという視点から見ることになっている。

補助金等の審査は、補助金等の目的や事業内容に加え、補助金等の算出方法なども精査しなければ、同一交付団体への重複補助を防ぐことができないことから、既存の審査基準に、必要性、将来性を加えるとともに、交付団体を次のような区分に分類し、その上で、類似した補助事業の目的、対象、事業内容、補助金額の算出項目まで比較、検討する必要がある。

① 市民団体に対する補助

- a 運営補助
- b 事業補助

c 両者を含む補助

- ② 事業者（民間保育所、私立幼稚園など）に対する補助
 - a 運営補助
 - b 事業補助
 - c 両者を含む補助、産業振興補助
- ③ 市の関係機関（消防団など）に対する補助
- ④ 市の外郭団体に対する補助
- ⑤ その他

イ 補助金等の効果測定

補助金等の効果については、審査基準の目的達成度で評価されているが、その評価の視点は、補助目的に対する積極的な理由が継続している事業か、補助事業の最終的な目的に対する効果が継続している事業かで判断されている。

これらは、いずれも目的と結果にのみ着目し、補助金等が目的を達成しているかを把握するには不十分なものとなっている。

補助金等は、補助目的を達成するにふさわしい内容（対象、積算など）となっていて、また、その目的と実現手段である内容が合致しているものでなければ、補助目的が崇高なものであっても、適正な結果が生じたかどうか不明なものとなる。

補助目的の存在理由やその補助事業の妥当性、結果と目的との比較による達成度などに加え、補助の目的を実現するにふさわしい内容であるかを評価するために、次のような検証を行う必要がある。

- ① 補助の目的自体が公金で支援する内容であること
- ② 積算の中に、補助の目的と合致しない余分なものが含まれていないこと
- ③ 補助の目的と合致した積算方法になっていること
- ④ 補助の目的が継続中で、引き続き役割を果たしているものであること
- ⑤ 補助を受けている団体だけでなく、広く市民のためにになっていること

以上のような評価項目を加え、審査基準に、補助目的を達成するにふさわしい合理的な積算方法がとられていること

ウ 長期継続交付団体

補助金等の交付に関する審査基準は、長期継続補助に対しても短期的な補助に対しても一律的に適用されている。補助金等は、① 固定化した項目についての補助ではないこと、② 補助の対象が固定化されていないこと、③ 社会・経済状況を反映した補助であること、④ 補助の対象から外し、他の制度の対象に切り替えることなど、補助団体や補助事業の固定化を防ぐため、補助金等の性質を、市が奨励すべき内容のものなのか、委託事業への移行も検討できる要素のあるものなのか、市の政策として実施している内容のものなのに分類し、補助金等を交付する必要性、補助事業の適正性、継続しても補助金等交付目的を達成できるかどうか、補助団体の能力、費用対効果、効率性など総合的に判断するため、それに見合った審査基準を設け、審査・評価項目を増やした、現行より厳しい審査基準とすることも必要である。

(3) 補助金等の見直しのために取り入れるべき手法

ア 見直しのための第三者評価機関の設置

補助金等の公平な評価を行うためには、補助事業と利害関係のない市民や学識経験者等を交えた評価機関を設置するなど、見直しのためのシステムを構築する。

このシステムは、本協議会の意見を踏まえて行う市職員の審査のあり方、妥当性を評価するものとする。

なお、評価対象事業の範囲や見直しの間隔等については、諸般の事情等もあることから、今後、詰める必要があるが、できることならば全補助事業を対象に諸般の状況変化に対応して実施することが望ましい。

また、評価は短期間に行う必要があり、限られた会議だけでは十分な討議を尽くせないこともある。そのことから委員の選定には、十分な見識はもちろんのこと、十分な議論に対応しうる条件を付する必要がある。

イ 既存補助金等の再構築のための見直し

市民ニーズに応じた補助金等制度の確立を図るため、既存の補助金等の補助事業・交付団体を一度リセットし、再度、その必要性を精査した上で、補助金制度の再構築を行うことについても検討する。

おわりに

補助金等は、市民の自主的な活動を促進し地域文化の創造を図るものであるから、市が一方的に制度設計して補助するよりは、新たな支え合いの仕組みを構築し、補助金等を必要とする団体等に積極的に交付する制度が必要と思われる。

それは、市民ないしは市民団体の自由な発想のもとに、まちづくりに役立つ事業として、その事業を自ら考え、その事業費として補助を受ける制度とし、その事業がまちづくりに役立つ事業なのかどうかを審査し、新たな支え合いが広がっていく事業であるならば期限を限ってその支援をしていくものとする。

府中市補助金検討協議会は、報告書「おわりに」の中で、市民や団体の公益活動の自立を促していくための手段の一つとして、時代の変化に対応した柔軟性や将来性を備えることが重要としている。

本協議会も分権型社会を見据えた前述の公募型補助金制度の創設を提唱するとともに、審査基準を改正し、補助金等の全面的な見直しを行うよう提言する。

最後に本報告が、府中市の補助金等制度をより良いものとしていくための一助となるよう心から願うものである。

参 考 資 料

府中市の補助金等に関する見直し方針

1 目的

この方針は、社会経済情勢の変化や時代の経過に伴う市民ニーズの変化に対し、すべての補助金等について必要性や効果などを総点検し、必要に応じて見直しを行うとともに、分権型社会を見据え、市民の自主的な活動を促進するための補助金制度に見直すことを目的とするものである。

2 見直しの基本的な考え方

既存の補助金等については、補助対象事業を客観的視点により評価することで、費用に対して効果が低下したもの、補助金等支出の積極的理由が薄れているもの、補助の目的や役割が達成されたものについては見直すこととする。

また、今後、期限設定による総点検の実施や第三者評価機関による評価を実施し、定期的に審査を行うこととする。これらの見直しによって生まれた財源を有効に活用して、市の施策の推進に寄与するとともに市民の市政参加意欲を高め、市民活動がより活発になるような新たな補助金を創設することとする。

3 見直しの方法

(1) すべての補助金等の妥当性について

ア 補助金等の交付に関する評価基準の作成

補助金等の交付について公益性、公平性、効率性、自主性など、具体的な評価基準を作成する。

イ 評価の方法

評価基準に従って、市が関与する必要性や費用対効果、事業の目的達成度など、客観的な観点から統一的に事業所管課が評価を行うものとする。

ウ 審査の方法

事業所管課の評価結果をもとに、補助金等審査委員会において継続交付すべきもの、減額交付すべきもの、廃止すべきもの、補助事業以外に見直すべきものに審査し、予算に反映するものとする。

(2) 見直しの区分について

ア 高率補助金

補助金等は、市民や団体などが、自主的に公益性を有する事業を行うことに対する財政的支援であることを基本とし、補助率については、原則として補助対象事業経費の2分の1以下とする。ただし、国及び都の制度やその他法令等により市の補助率が決定されるものなどは

除くものとする。

なお、市の政策的な判断等により、2分の1を超えて補助する場合には、評価の中で補助事業として行う妥当性・必要性などを再度、検証することとする。

イ 長期間継続補助金

20年以上継続して交付されている補助金等について、時代背景や社会経済情勢の変化などの観点から検証し、スクラップアンドビルドの考え方も含めて見直すこととする。

また、長期間、団体の運営費補助を受けているにもかかわらず、自主・自立が認められない団体への運営費補助についても見直すこととする。

ウ その他の補助金

ア及びイ以外の既存の補助金等の中で、評価の結果、当初の補助目的を達成したと評価された補助金等やその効果が低くなったと評価された補助金等については、スクラップアンドビルドの考え方も含めて見直すこととする。また、補助対象件数・金額が少ない補助金等についても、効率性や必要性などの観点から再度、検証し見直すこととする。

(3) 今後の補助金制度について

ア 期限設定による総点検の実施

補助金等の交付期間は原則として単年度で終了するものであるが、その補助目的に応じて継続交付が必要となる場合においても、補助金等の交付が、前例踏襲、長期継続・固定化、既得権化していくかのように、3年ごとに目的達成度等の観点から総点検を実施し、継続交付、廃止などの見直しを行うものとする。なお、今後の新規補助金等の交付期間は、原則として3年の期限を設定するものとし、効果等が短期的に問われるものについては、2年以内の期限とする。

イ 第三者評価機関の設置

補助金交付の審査や採択などがより客観的に実施され、補助金制度の適切な運用が図られるようにするために、市民、学識経験者等による第三者評価機関を設置し、原則として継続補助金等について、市の示す評価基準に基づき評価を依頼し、パブリックコメントを受けるものとする。

設置時期については、原則として3年ごととし、補助金等審査委員会は、第三者評価機関の評価を参考に審査するものとする。

また、委員の選考基準、人数等については、今後検討するものとする。

ウ 公募型補助金の導入

社会経済情勢などによる時代の変化や市民ニーズに対応した必要性の高い事業を、時期を逃さず市政に反映するとともに、また、まちづくりに関する市民の参加意欲を高め、新たな市民活動を促進させることを目的として、公募型補助金を導入するものとする。

公募型補助金の分類は、「府中市補助金検討協議会報告書」で提案されている市民提案型（市民・団体の提案）、パートナーシップ型（市と市民・団体が連携）、府中ブランド発信型（市の提案と市民・団体の提案）の3類型を中心に検討することとする。

エ 情報公開の強化

補助金等は、市民の税金が充てられている市の補助事業であることから、市民に対して、各補助制度のPRを積極的に実施するものとする。また、補助対象事業の事後評価結果など補助金等に関する情報は、原則として公開していくこととする。

平成 17 年度から平成 20 年度において府中市補助金等審査委員会が
見直しを行った既存補助金一覧

No	項目区分	補助金名
1	高率	公会堂設置費等
2		防犯灯電気料
3		高齢者自立支援住宅改修給付事業費
4		灌漑用水対策事業
5		商店街共同施設電気料
6	長期 (30 年以上)	原水爆禁止運動
7		職員互助会
8		交通安全運動事業
9		防犯運動事業
10		老人クラブ
11		老人クラブ連合会
12		身体障害者福祉協会
13		手をつなぐ親の会
14		聴覚障害者協会
15		府中きすげの会
16		精神障害者家族会
17		自閉症児者親の会
18		肢体不自由児者父母の会
19		保育室運営事業費
20		児童福祉施設職員研修費
21		ボーイ・ガールスカウト活動事業
22		子ども会活動事業費
23		施設園芸普及事業
24		中小企業事業資金融資利子
25		商工業振興事業
26		商店街共同施設設置事業
27		商店街近代化事業
28		中小企業退職金共済掛金
29		消防団
30		初期消火薬剤充填費
31		私立幼稚園児保護者
32		幼稚園類似施設幼児保護者
33		私立幼稚園職員研修費
34		公私立幼稚園就園奨励費
35		私立幼稚園共同研修費
36		私立幼稚園園医
37		幼児愛育費

No	項目区分	補助金名
38	長期 (30年以上)	未就学者等教育助成費（小学校）
39		未就学者等教育助成費(中学校)
40		文化財保存事業
41		選手共済費
42	長期 (20年以上) 30年未満)	自治会連合会
43		文化団体活動事業
44		文化振興財団（府中の森芸術劇場）
45		青少年対策地区活動推進費
46		社会福祉協議会
47		高齢者住宅建築資金融資利子
48		敬老居室建築資金融資利子
49		ひとり親家庭健康診査費
50		ひとり親家庭休養ホーム利用助成
51		先天性代謝異常健診採血料
52		シルバー人材センター運営費
53		住宅建築資金融資利子
54		生活資金融資利子
55		農業生産団体育成事業
56		農業後継者組織育成事業
57		農業後継者経営改善対策事業
58		観光事業
59		例大祭観光事業
60		公衆浴場設備改修費
61		樹木保存事業
62		消防団員厚生事業
63		生徒会
64		ジュニアスポーツ活動事業
65		史談会活動事業
66		体育団体活動事業
67		スポーツ大会参加
68		総合健康診査料助成費
69		従事員共済会
70	少件数	福祉のまちづくり環境整備費
71		福祉サービス第三者評価時受審費
72		製造業等活性化支援事業
73		特產品等開発支援事業

No	項目区分	補助金名
74	少額	自転車駐車場利用料助成事業
75		日本司法支援センター
76		府中市納税貯蓄組合連合会
77		パーキンソン病友の会
78		住宅改修等支援助成事業費
79		視覚障害者福祉協会
80		母子家庭常用雇用転換奨励事業費
81		ごみ減量化処理機器購入費
82		メーデー
83		市街地再開発資金融資利子
84		私立幼稚園登園許可証明費
85		ふちゅうカレッジ100単位修得事業
86	その他	市政調査研究費
87		市民保養施設利用助成事業費
88		ことぶき入浴事業費
89		高齢者等保養施設利用助成事業費
90		はるみ福祉園運営事業費
91		ひまわり園運営事業費
92		共同作業所運営事業費
93		あゆみ園運営事業費
94		ギャロップ運営事業費
95		西府結いの家運営事業費
96		むさし結いの家運営事業費
97		こむぎ工房運営事業費
98		集いの家第一運営事業費
99		集いの家第二運営事業費
100		ワークショップさかえ運営事業費
101		梅の木の家運営事業費
102		レスポワール工房運営事業費
103		童里夢工房運営事業費
104		わかまつ作業所運営事業費
105		コットンハウスフレンズ運営事業費
106		けやきのもり運営事業費
107		たんぽぽの家運営事業費
108		はーもにい運営事業費
109		若竹運営事業費

No	項目区分	補助金名
110	その他	きこり工房運営事業費
111		めーぷるひる運営事業費
112		ナイスディキッズ運営事業費
113		根っこクラブ運営事業費
114		みずき障害福祉サービス運営事業費
115		一時保育事業費
116		認証保育所運営費
117		延長保育事業費
118		ねこ去勢不妊手術費
119		中小企業勤労者サービス公社運営費
120		はつらつ高齢者就業機会創出支援事業費
121		生産緑地地区指定農地等振興事業費
122		コミュニティバス運行事業費
123		狭あい道路整備費
124		災害予防運動事業費
125		文化振興財団（郷土の森博物館）
126		外国人学校児童・生徒保護者

府中市補助金等評価協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、府中市の補助金等に関する見直し方針（以下「見直し方針」という。）に基づき、平成17年度から平成20年度までの間の府中市補助金等審査委員会における補助金等に係る審査事項について客観性を有した検討及び評価を行うため、府中市補助金等評価協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について、妥当性を審議し、その結果及びこれを踏まえた今後の補助金審査のあり方等に関する提言をまとめ、市長に報告するものとする。

- (1) 見直し方針の在り方
- (2) 見直し方針に基づく評価及び審査方法の在り方
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから、市長が依頼する委員6人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募による市民
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、市長から依頼を受けた日から第2条に規定する所掌事務が完了する日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選とし、副会長は、会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長はその議長となる。

(意見聴取等)

第7条 協議会は、特に必要があると認めるとときは、委員以外の者に対し、会議への出席その他の方法により意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、政策総務部財政課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成21年5月12日から施行し、平成21年2月3日から適用する。
- 2 この要綱は、第4条に規定する委員の任期が満了する日をもって、その効力を失う。

府中市補助金等評価協議会委員名簿

	役 職	氏 名	選出区分
1	会 長	菊 池 朝 子 きく ち あさ こ	学識経験者
2	副会長	殿 垣 英 一 との がき えい いち	公募市民
3	委 員	河 北 勇 輔 かわ きた ゆう すけ	公募市民
4	委 員	堀 江 一 男 ほり え かず お	公募市民
5	委 員	由 木 卒 雄 ゆ ぎ たつ お	学識経験者

府中市補助金等評価協議会検討経過

(平成21年3月26日～平成21年8月21日)

会議区分	開催日	検討事項等
第1回協議会	3月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 依頼状交付 ・ 会長選出 ・ 副会長選出 ・ 今後の会議の進め方について ・ その他
第2回協議会	4月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 府中市の補助金等の見直し方針に基づく評価・審査方法の検証等について ・ その他
第3回協議会	5月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 府中市の補助金等に関する見直し方針の検証について ・ その他
第4回協議会	6月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の府中市の補助金審査のあり方等の検討について ・ 報告書起草委員の選任 ・ その他
第5回協議会	8月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告書まとめ ・ その他